

第5回くるめ診療情報ネットワーク協議会設立準備会 会議次第

日 時：平成24年7月2日（月）19：00～

場 所：久留米市庁舎 3階 301会議室

1 開会

2 議題

(1) くるめ診療情報ネットワーク協議会規約（案）について 資料1

(2) 平成24年度くるめ診療情報ネットワーク協議会事業計画（案）について
資料2

(3) 平成24年度くるめ診療情報ネットワーク協議会予算（案）について
資料3

(4) 協議会参加医師会の会員でない閲覧施設の負担金（案）について 資料4

(5) くるめ診療情報ネットワーク協議会役員等について

3 その他

4 閉会

くるめ診療情報ネットワーク協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 この協議会は、くるめ診療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 診療情報を共有する地域診療情報ネットワークの呼称は、アザレアネットとする。

（事務局）

第 2 条 協議会の主たる事務所を、社団法人 久留米医師会内に置く。

（目的）

第 3 条 協議会は、地域の医療機関・医療関係団体が連携し、地域診療情報共有システムの継続的・安定的な運営管理を行うとともに、ネットワークの拡大を推進することにより、安全・安心で信頼される医療の提供及び高度な保健医療福祉社会を形成し、住民の健康増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域診療情報ネットワークの運用管理に関する事業
- (2) 地域診療情報ネットワークの普及促進に関する事業
- (3) 地域診療情報ネットワークの利活用に関する調査・研究事業
- (4) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第 5 条 協議会は、協議会の目的に賛同する次の団体・機関（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 医療関係団体
- (4) 大学等の研究機関及び行政機関
- (5) その他会長が適当と認める者

（負担金）

第 6 条 構成員は、別表 1 に定める負担金を協議会に納入するものとする。

（役員）

第 7 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以内
- (2) 監事 2 名

(役員の選任)

第8条 役員は、別表2の団体・機関から推薦された者とする。

2 会長、副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、この協議会の理事を兼ねることはできない。

(職務)

第9条 会長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任したときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(報酬)

第11条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第12条 この協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で議決し会長が任免する。

(理事会)

第13条 理事会は理事をもって構成し、会長が招集する。

(議決事項)

第14条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任

(5) 負担金の額

(6) その他この協議会の運営に関する重要事項

(議長)

第15条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 16 条 理事会は、理事総数の 4 分の 3 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 17 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第 18 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

(事業年度)

第 20 条 この協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(運営委員会)

第 21 条 この協議会の日常的運営及び調査・研究のために運営委員会を設置する。

2 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(補足)

第 22 条 この規約の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、この協議会成立の日から施行する。

2 この協議会の設立初年度の役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

3 この協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 20 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

別表 1

区 分				負 担 金 額	備 考	
情報開示施設				年額 24 万円	一医療法人が複数の病院の情報開示を行う場合は一施設として取り扱う。	
閲 覧 施 設	医療機関 (歯科除く)	病院	参加医師会会員	無料		
			参加医師会非会員	理事会で決定した額		
		診療所	参加医師会会員	無料		
			参加医師会非会員	理事会で決定した額		
	医療機関以外		参加団体等会員	無料	負担金を拠出する医療機関等が併設する訪問看護ステーション等は医療機関等と一体とみなして無料とする。	
			参加団体等非会員	理事会で決定した額		
	団 体 等	医師会			年額 A 会員数に 500 円を乗じた額	<u>当該年度当初の A 会員数により算出する。</u>
		医師会以外の団体等			理事会で決定した額	
行政			無料			

※1 情報開示施設とは、情報開示用のサーバーを自ら設置し、診療情報の開示を行う施設をいう。

※2 情報開示施設、医師会等参加団体の負担額は、協議会参加者数や事業計画等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うものとする

※3 負担金の額は、当該年度の年額とし、参加する月日にかかわらず、上表のとおりとする。

※4 参加医療機関等が協議会を退会する場合において、納付された負担金は返還しないものとする。

※5 参加医師会の会員でない医療機関で、協議会発足以前にネットワークに参加している閲覧施設は、理事会で取り扱いを決定する。

※6 他の協議会又はネットワークに参加している医療機関等が閲覧施設として参加する場合は、協議会相互で協議したうえ、理事会で取り扱いを決定する。

別表 2

役職	団体・機関名
理事	社団法人 浮羽医師会 社団法人 大川三瀨医師会 社団法人 小郡三井医師会 社団法人 久留米医師会 久留米大学病院 医療法人 社団シマダ 嶋田病院 社会医療法人 天神会 新古賀病院 古賀病院 21 新古賀クリニック 社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 久留米市
監事	<u>〇〇〇〇</u> <u>〇〇〇〇</u>

平成 24 年度くるめ診療情報ネットワーク協議会事業計画（案）

年 月	事 業 内 容
平成 24 年 7 月	○平成 24 年度第 1 回理事会 ○協議会事務局運営体制の整備
平成 24 年 8 月	○運営委員会開催 ○普及促進事業（4 医師会会員へのチラシ送付等） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 24 年 9 月	○普及促進事業の実施（体験講習会の開催） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 24 年 10 月	○運営委員会開催 ○普及促進事業（体験講習会の開催） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 24 年 11 月	○普及促進事業（講演会開催） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 24 年 12 月	○運営委員会開催 ○普及促進事業（体験講習会の開催） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 25 年 1 月	○普及促進事業（体験講習会の開催） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 25 年 2 月	○運営委員会開催 ○普及促進事業（体験講習会の開催） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務
平成 25 年 3 月	○運営委員会開催 ○普及促進事業（周知普及事業） ○新規閲覧施設に対する初期設定・操作指導業務

平成24年度くるめ診療情報ネットワーク協議会予算（案）について

【歳出】

費 目		金 額	備 考
会議費	食糧費	9,000	理事会 1回 運営委員会 5回
	費用弁償	120,000	理事会 1回 運営委員会 5回
事務局費	人件費	890,000	事務局人件費等
	旅費	20,000	理事他市等出張旅費
	消耗品費	30,000	コピー用紙等
	通信運搬費	20,000	事務連絡等
	手数料	10,000	振込手数料
	備品購入費	150,000	パソコン等購入
事業費 (普及促進費等)	報償費・費用弁償	100,000	体験講習会、講演会講師謝金ほか
	消耗品費	30,000	コピー用紙等
	印刷製本費	40,000	周知チラシ等
	使用料及び賃借料	20,000	会場借上料
	委託料	400,000	初期設定・操作説明等業務 10,000円×40件
予備費		15,500	
合 計		1,854,500	

【歳入】

費 目		金額	備 考
負担金	開示施設	720,000	240,000円×3施設
	医師会	207,500	500円×A会員数(415)
市補助金		927,000	
合 計		1,854,500	

協議会参加医師会の会員でない閲覧施設の負担金（案）について

1 協議会参加医師会会員以外の閲覧医療機関

負担金額は、診療所 年額 1, 0 0 0 円、病院 年額 5, 0 0 0 円とする。

2 協議会設立時に既にネットワークに参加している閲覧医療機関

平成 2 5 年度までは、無料とする経過措置を設ける。